

## 田原市障害者自発的活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等（以下これらを「地域住民等」という。）により構成された地域における自発的な取組を行う団体に、田原市障害者自発的活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、市内に住所を有する地域住民等で構成された団体又は市内に活動の拠点を置き、市内に住所を有する地域住民等が構成員の多数を占める団体で、主として市内で活動する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域住民等が自発的に実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことに役立つ活動とする。

- (1) 障害者等及びその家族が、互いの悩みを共有し、情報の交換ができる交流会活動
- (2) 障害者等及びその家族を含めた地域における災害対策活動
- (3) 障害者等及びその家族が孤立することがないようにする見守り活動
- (4) 障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動（ボランティア活動等）の支援及び障害者等に対する社会復帰活動
- (5) 障害者等に対するボランティアの養成及びその活動

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に沿った活動

2 補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。

(1) 国、地方公共団体、民間助成団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けているもの

(2) 専ら営利を目的とするもの

(3) 先進地等視察や各種会議への出席を目的とするもの

(4) 施設の建設、改修若しくは維持管理又は物品の購入を主たる活動目的とするもの

(5) 団体の主たる活動とは関係の少ない物品販売、コンサート、発表会、展示会等を主に行うもの

(6) 物品販売、コンサート、発表会、展示会等への参加又は鑑賞を目的とするもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除くものとする。

(1) 団体運営のための経常的経費

(2) 団体構成員による飲食費

(3) 団体構成員に対する人件費又は謝礼

(4) 交際費、慶弔費、備品購入費及び直接事業に関わらない視察旅費等

(5) 団体が所有管理する施設の建設費及び修繕費

(6) その他補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費

2 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1以内とし、上限を10万円として予算の範囲内で補助するものとする。

3 前項の規定による補助金の額に、1,000円未満の端数がある時は、これ

を切り捨てることとする。

4 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に次に掲げる書類を添えて、田原市障害者自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の決定に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金変更等申請書（様式第3号）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象事業の対象となる経費の総額の20パーセント以内の減額の変更をいう。

(変更等の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の変更等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更等を決定したときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金変更等決定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金概算払・前金払請求書(様式第5号)により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算又は前金により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の決定を受けたときを含む。)は、速やかに次の書類を添えて田原市障害者自発的活動支援事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定等)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて検査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第12条 市長は、概算払又は前金払をするときを除き、補助事業者が当該補助事業を完了した後において補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、田原市障害者自発的活動支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に関する全ての書類を保存しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

### 田原市障害者自発的活動支援事業補助金交付申請書

田原市自発的活動支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 補助年度 年度
  
- 2 自発的活動の目的
  
- 3 事業に要する総経費及び補助金交付申請額等
  - (1) 事業に要する総経費 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 補助対象となる経費 \_\_\_\_\_ 円
  - (3) 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
  
- 4 事業の期間
  - ・ 着手予定 年 月 日
  - ・ 完了予定 年 月 日
  
- 5 事業の主たる実施場所

(添付書類)

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

田原市障害者自発的活動支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年度田原市障害者自発的活動支援事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間  
年 月 日付けによる申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件



田原市障害者自発的活動支援事業補助金変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度  
たいので申請します。

事業について、下記のとおり変更等をし

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

田原市障害者自発的活動支援事業補助金変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長



年度  
することに決定したので、通知します。

事業について、下記のとおり変更等を

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

田原市障害者自発的活動支援事業補助金概算払・前金払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度  
のとおり請求します。

事業の補助金の概算払・前金払を、下記

記

- |   |               |   |   |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払・前金払請求額    | 金 | 円 |

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

田原市障害者自発的活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度 事業が完了したので、下記により報告します。

記

- |   |             |    |   |   |   |
|---|-------------|----|---|---|---|
| 1 | 補助事業実施期間    | 着手 | 年 | 月 | 日 |
|   |             | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 補助事業の実績及び効果 |    |   |   |   |

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

田原市障害者自発的活動支援事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年度  
り補助金額を確定したので通知します。

事業の補助金については、下記のとおり

記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |

田原市障害者自発的活動支援事業補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度 事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金確定額    | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額     | 金 | 円 |